

報道発表資料

令和5年9月1日

泉佐野市総務部人事課 家治

電話：072-463-1212（代表）

内線：2451

職員の懲戒処分について

下記のとおり懲戒処分を行ったので公表する。

1 被処分者の所属	総務部 主任級 30歳
2 処分年月日	令和5年9月1日
3 根拠法令	地方公務員法第29条第1項第1号、第2号、第3号 泉佐野市職員基本条例第21条第1項
4 処分内容	減給1/10 1か月
5 処分理由	当該職員は令和4年12月から令和5年3月にかけて欠勤による口頭嚴重注意を受けたにも関わらず、令和5年7月より再び欠勤（16日と7時間）を重ねたことは、公務員としての職務を怠ったものであり、職務の根本基準である職務に専念する義務に違反する行為であるため、処分を行った。

（市長 コメント）

本市職員が、欠勤を重ねたことは、公務員としてあってはならないことであり、職務の根本基準である職務に専念する義務に違反する行為であるため、処分を行いました。

今回の行為は、大変遺憾なことであり、市民の皆様には信頼を著しく失墜させましたことを深くお詫び申し上げます。

今後、更に服務規律遵守の徹底を図り、信頼回復に努めてまいります。